

平成 21 年 10 月 1 日

学生の皆さんへ

学生サポート委員長 田部井世志子

インフルエンザ等の感染症にかかった（疑いを含む。）場合の対応について

本学では、平成 21 年 4 月 1 日より感染症にかかった（疑いを含む。）学生に対する「出席停止の指示」及び「出席停止期間にかかる授業の出席扱い」を行っています。

今般、新型インフルエンザが蔓延していることから、新学期を迎え、多くの学生が学内に集い、新型インフルエンザを拡大させる恐れがあります。

については、感染拡大防止のため、下記のことを遵守してください。

記

- 1 新型インフルエンザを含む感染症にかかった又は疑いのある方は、直ちに学生相談室又は管理課学生担当へ報告して、医療機関の紹介や「出席停止の指示」を受けてください。

なお、「出席停止期間にかかる授業の出席扱い」は、事前に報告がない方、医師の診断書がない方へは適用できません。

- 2 新型インフルエンザに関する本学の対応については、別途、インフォメーション又はホームページで案内していますので、各自ご確認ください。
- 3 家族等同居している方が新型インフルエンザにかかっている場合は、予防に努めるとともに、外出の際や学内においては、マスクを着用してください。
- 4 その他、新型インフルエンザに関する対応についてのお問い合わせは、下記の学生相談室又は管理課学生担当へしてください。

新型インフルエンザ担当部署

北方キャンパス学生 学生相談室 電話番号 093-964-4016  
ひびきのキャンパス学生 管理課学生担当 電話番号 093-695-3350